

企画課監査指導室

1 平成26年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

都道府県においては、障害者総合支援法等の関係法令・通知等を参照の上、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施に当たっては、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市区町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらの事案は制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、平成25年度に都道府県に対する実地指導を実施し、併せて管内の市町村に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項については、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・ 指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導が低調
- ・ 指定自立支援医療機関に対する実地指導が未実施
- ・ 自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分
- ・ 指定自立支援医療機関の指定日を遡及していた

(2) 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関する監督について

平成24年4月1日より、新たに障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けされ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立ち入り権限が付与されたところである。

ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取組むよう助言を行うものである。都道府県においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

ウ 業務管理体制に係る特別検査

特別検査は、指定の取消事由に該当した事業者による不正行為の確認のため、当該事業者の本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況やその組織的関与の有無等を検証するものである。

都道府県においては、事業者に対して指定取消処分を行う場合、当該事業者の本社等に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

また、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が指定都市並びに中核市である場合においては、当該指定都市並びに中核市と緊密に連携の上、特別検査を実施されるようお願いしたい。

エ その他

事業者に係る管理体制の確認並びに検査の指針について、年度内を目途に示す予定としているので、都道府県においては、当該指針を参考に、業務管理体制の検査を計画的に実施されたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成23年4月1日障発第0401号の5厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて、当該手当の支給事務に係る指導監査を実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、厚生労働省において都道府県に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

ア 特別児童扶養手当について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成 14 年 3 月 28 日障発第 0328009 号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく確かな認定をお願いしたい。

なお、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく適正な認定をお願いしたい。

また、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

なお、有期認定にあたり、診断書の「将来再認定の要」欄の記載に基づき、画一的に認定されている事例があるが、治療等により障害の程度が変化すると見込まれる事例については、実態に即した期間で認定されるようお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握について、税務担当部署との緊密な連携等により適正な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3 か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について一層の周知徹底をお願いしたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導について

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・ 精神科病院の月別病床利用率が100%を超過
- ・ 精神科病院における医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 精神科病院に対する実地指導（指摘等）が不十分
- ・ 新規措置入院患者の入院3か月後の実地審査が未実施・不十分
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 法第33条第4項及び第33条の2の規定に基づく医療保護入退院届の遅延
- ・ レセプト等の審査点検が不十分

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られるようお願いしたい。

2 平成26年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

厚生労働省における障害者自立支援業務実地指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度より指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対しても、都道府県と同様の指導を行うこととしているのでよろしくをお願いしたい。

なお、平成26年度以降の指導監査業務の円滑実施に資するため各地域における指導監査の状況等について聴取することとしており、併せてご協力をお願いしたい。

（実地指導の主な項目）

- 都道府県
 - ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
 - イ 市（区）町村に対する指導状況等
 - ウ 事業者に対する指導監査状況等
 - エ 事業者の指定事務等
 - オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況 等
- 市（区）町村
 - ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
 - イ 事業者に対する指導監査状況 等

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市（区）町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施するほか、管内の市（区）において、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(指導監査の項目)

○ 都道府県

ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況

イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査実施状況

ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況

○ 市(区)

ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況

イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

(3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

ア 指導監査の実施について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査として別紙の計画(案)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成26年度においても当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限(指導監査実施時期の60日前)までに提出されるようお願いしたい。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等にあつては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」(<http://www.wish.mhlw.go.jp/>)に平成26年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成26年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 精神科病院の状況

(指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況)

(イ) 精神科病院の実施指導及び実地審査状況

(実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況)

(ウ) 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

(通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況)

(エ) 精神医療審査会の状況

(審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況)

(オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況

(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)

(カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

(4) 業務管理体制の一般検査について (国所管分)

平成25年10月より、厚生労働省において、国所管分の事業者に対する業務管理体制の一般検査を実施しており、平成25年度の実施状況については、以下のとおりとなっている。

なお、当該検査に併せ、道府県庁、市役所等において、業務管理体制の検査並びに事業者に対する指導監査についての意見聴取を実施しているところである。

- ・ 北海道 3 法人 (札幌市)
- ・ 宮城県 2 法人 (仙台市、名取市)
- ・ 大阪府 3 法人 (大阪市)
- ・ 兵庫県 1 法人 (神戸市)
- ・ 愛知県 3 法人 (名古屋市)
- ・ 広島県 3 法人 (広島市 2 法人、福山市 1 法人)

計 15 法人

平成26年度においても、業務管理体制の一般検査を行うこととしており、併せて検査先の関係都道府県等の担当職員からの意見聴取を実施する予定であるので、引き続きご配慮をお願いしたい。

(別紙)

障害者自立支援業務実地指導実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [15] 北海道 岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 富山県 長野県 静岡県 滋賀県 京都府 岡山県 高知県 熊本県 鹿児島県 (指定都市) [8] 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 静岡市 京都市 岡山市 熊本市 (中核市) [7] 盛岡市 郡山市 富山市 長野市 大津市 高知市 鹿児島市	

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [18] 北海道 青森県 岩手県 秋田県 福島県 山梨県 長野県 三重県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 沖縄県	(注) 市(区)の選定については、後日通知する。

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画(案)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [21] 北海道 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県 (指定都市) [10] 札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市	(注) 精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については、追って連絡する。